○後志広域連合個人情報の保護に関する管理規程

（平成28年10月７日
訓令第２号）

改正　令和５年３月31日訓令第１号

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第６号）に基づき、後志広域連合が保有する個人情報の適正な管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この訓令における用語の定義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び番号法に定めるところによる。

第２章　管理体制

（個人情報総括責任者等）

第３条　後志広域連合における個人番号及び保有個人情報（以下「保有個人情報等」という。）の管理に関する事務の指導監督等を行うとともに、後志広域連合における保有個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たるため、個人情報総括責任者を置き、副広域連合長をもって充てる。

２　個人情報総括責任者を補佐するため、個人情報副総括責任者を置き、事務局長がその職務を行う。

３　個人情報総括責任者に事故があるとき、又は個人情報総括責任者が欠けたときは、個人情報副総括責任者がその職務を行う。

（個人情報保護管理者）

第４条　課における保有個人情報等を適切に管理するため、課に個人情報保護管理者を置き、課長をもって充てる。

（特定個人情報等を取扱う職員等）

第５条　個人情報保護管理者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）及びその役割並びに事務取扱担当者が取扱う特定個人情報等の範囲を指定するものとする。

（監査責任者）

第６条　後志広域連合の保有個人情報等の管理の状況について監査するため、監査責任者を置き、総務課長をもって充てる。

（特定個人情報等の取扱いに係る体制）

第７条　個人情報保護管理者は、次に掲げる組織体制を整備する。

⑴　事務取扱担当者が関係規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の個人情報保護管理者への報告連絡体制
⑵　特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等（以下「情報漏えい等」という。）事案の発生又は兆候を把握した場合の事務取扱担当者から個人情報保護管理者等への報告連絡体制
⑶　特定個人情報等を複数の課で取扱う場合の各課の任務分担及び責任の明確化
⑷　特定個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

第３章　教育研修

第８条　個人情報総括責任者は、保有個人情報等の取扱いに従事する個人情報保護管理者及び事務取扱担当者に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行う。

２　個人情報総括責任者は、保有個人情報等を取扱う情報システムの管理に関する事務を取扱う個人情報保護管理者及び事務取扱担当者に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関する啓発その他必要な研修を行う。

３　個人情報保護管理者は、当該課の事務取扱担当者に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、必要な研修の参加への機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第４章　職員の責務

第９条　事務取扱担当者は、法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに個人情報総括責任者、個人情報副総括責任者及び個人情報保護管理者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

第５章　保有個人情報等の取扱い

（アクセス制限）

第１０条　個人情報保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する事務取扱担当者とその権限の内容を、当該事務取扱担当者が業務を行う上で必要最小限に限る。

２　アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。

３　事務取扱担当者は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。

（複製等の制限）

第１１条　事務取扱担当者は、業務上の目的で保有個人情報等を取扱う場合であっても、次に掲げる行為については、個人情報保護管理者の指示に従い行う。
⑴　保有個人情報等の複製
⑵　保有個人情報等の送信
⑶　保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
⑷　その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

（誤りの訂正等）

第１２条　職員は、保有個人情報等の内容に誤りを発見した場合には、個人情報保護管理

者の指示に従い、訂正等を行う。

（媒体の管理等）

第１３条　職員は、個人情報保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管する。

（廃棄等）

第１４条　職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、個人情報保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の削除又は当該媒体の廃棄を行う。

（保有個人情報等の取扱状況の記録）

第１５条　個人情報保護管理者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、保有個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録する。

（取扱区域）

第１６条　保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

第６章　情報システムにおける安全の確保等

（アクセス制御）

第１７条　個人情報保護管理者は、保有個人情報等（情報システムで取扱うものに限る。以下この章において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ＩＣカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のための必要な措置を講じ、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを識別した結果に基づき認証するものとする。

２　個人情報保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定める整備（その定期又は随時の見直しを含む。）をするとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

（アクセス記録）

第１８条　個人情報保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずる。

２　個人情報保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。

（アクセス状況の監視）

第１９条　個人情報保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報等を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずる。

（管理者権限の設定）

第２０条　個人情報保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

（外部からの不正アクセスの防止）

第２１条　個人情報保護管理者は、保有個人情報等を取扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御、情報システムとインターネットとの接続の遮断等必要な措置を講ずる。

（不正プログラムによる漏えい等の防止）

第２２条　個人情報保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずる。

（情報システムにおける保有個人情報の処理）

第２３条　職員は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。

２　個人情報保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、前項による消去等の実施状況を重点的に確認する。

（暗号化）

第２４条　個人情報保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずる。

２　職員は、処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等のその内容に応じて、適切に暗号化を行う。

（記録機能を有する機器・媒体の接続制限）

第２５条　個人情報保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、スマートフォン、ＵＳＢメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずる。

（端末の限定）

第２６条　個人情報保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。

（端末の盗難防止等）

第２７条　個人情報保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。

２　職員は、個人情報保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

（第三者の閲覧防止）

第２８条　職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されること

がないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

（入力情報の照合等）

第２９条　職員は、情報システムで取扱う保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容の照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行う。

（バックアップ）

第３０条　個人情報保護管理者は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。

（情報システム設計書等の管理）

第３１条　個人情報保護管理者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知らされることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

第７章　情報システム等の安全管理

第３２条　個人情報保護管理者は、保有個人情報等を取扱う基幹的なサーバ等の機器を設置するラックを開閉する権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持出しの制限又は検査等の措置を講ずる。

２　個人情報保護管理者は、災害等に備え、保有個人情報等を取扱う基幹的なサーバ等の機器に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

第８章　保有個人情報等の取扱いに係る業務の委託

第３３条　保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずる。また、契約書に次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

⑴　個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

⑵　再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

⑶　個人情報の複製等の制限に関する事項

⑷　個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

⑸　委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

⑹　違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

２　個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき後志広域連合が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。

３　保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について確認

する。

４　個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する際には、委託を受けた者において、後志広域連合が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

５　委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第１項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが再委託先における個人情報の管理の状況について確認する。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

第９章　安全確保上の問題への対応

（組織体制の整備）

第３４条　個人情報保護管理者は、次に掲げる組織体制を整備する。

⑴　事務取扱担当者が当該規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制

⑵　保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等（以下「情報漏えい等」という。）事案の発生又は兆候を把握した場合の職員から個人情報総括責任者等への報告連絡体制

⑶　保有個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化

⑷　保有個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

（事故の報告及び再発防止措置）

第３５条　保有個人情報等の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する個人情報保護管理者に報告する。

２　個人情報保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。

３　個人情報保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を直ちに調査し、個人情報総括責任者及び個人情報副総括責任者に当該事案の内容等について報告する。

４　個人情報総括責任者は、前項の報告を受けたときは、当該報告の内容を速やかに広域連合長に報告しなければならない。また、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を関係機関に速やかに報告する。

５　個人情報保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。

（公表等）

第３６条　事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずる。

第１０章　監査及び点検の実施

（監査）

第３７条　監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について、定期又は必要に応じて

監査を行い、その結果を個人情報総括責任者に報告する。

（点検）

第３８条　個人情報保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期又は必要に応じて点検を行い、その結果を個人情報総括責任者に報告する。

（評価及び見直し）

第３９条　個人情報総括責任者、個人情報保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年訓令第１号）

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。